

## 大阪府水素ショーケース推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 大阪府は、燃料電池フォークリフトによる水素ショーケース機能の強化に寄与する取組みを支援することにより、大阪における水素の利活用を促進し、もって府域の産業振興に資するため、予算の定めるところにより、大阪府水素ショーケース推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池フォークリフト 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体をいう。
- (3) 環境省補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業）交付要綱（平成31年4月1日付け環水大自発第1904018号）及び再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業実施要領（平成31年4月1日付け環水大自発第1904019号）に基づく補助金を活用して、燃料電池フォークリフトを導入する事業者に対し交付する間接補助金をいう。
- (4) 環境省補助執行団体 環境省補助金を交付する事業を実施する法人をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号を全て満たす者をいう。

- (1) 補助対象燃料電池フォークリフトの導入について、環境省補助執行団体により環境省補助金の交付決定を受けた者（環境省補助執行団体に対する交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、環境省補助執行団体から補助金の交付を受ける代表事業者を補助対象者とする。）
- (2) 燃料電池フォークリフトに燃料用水素を充填する高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）に基づく許可を受けた若しくは届出をした水素ステーション（移動型も含む）を継続的に利用可能な者、又はその者に燃料電池フォークリフトをファイナンスリースにより提供する者

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、一般販売されている新車の燃料電池フォークリフトを大阪府内に導入する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業者が補助対象燃料電池フォークリフト（本事業により補助を受けて導入する燃料電池フォークリフトをいう。以下同じ。）を購入し、導入時から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「耐用年数期間」という。）以上の期間大阪府内に設置及び使用しようとするもの。
- (2) 中小企業者が補助対象燃料電池フォークリフトをファイナンスリース（転リースを含む）により提供を受けて導入するものであって、導入時から耐用年数期間以上の期間をリース契約期間とし契約期間中は大阪府内に設置及び使用することを契約の条件に盛り込むもの。

### (補助対象経費等)

第5条 知事は、補助事業者が行う補助事業に必要なかつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項に定める補助対象経費は、燃料電池フォークリフトの導入経費と当該車両に対応する一般的なエ

ンジン式フォークリフトの導入経費との差額とし、環境省補助執行団体が交付する環境省補助金の補助対象経費と同一とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

3 補助率については、補助対象経費の4分の1以内とする。ただし、補助金の額は、1台当たり200万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書(様式第1号)には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 要件確認申立書(様式第1-3号)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第1-4号)
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助事業に着手する場合は、事前着手届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容等の変更申請等)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

4 環境省補助執行団体に対し環境省補助金に係る変更交付申請書、計画変更承認申請書、中止(廃止)承認申請書又は遅延等報告書を提出したときは、府補助金においても、同条第1項から第3項に定めるとおりとする。

(変更承認の特例)

第8条 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業者は、導入した燃料電池フォークリフトについて導入時から耐用年数期間以上の期間は大阪府内に設置及び使用すること。
- (2) 補助事業者は、本事業における水素の利活用について多くの人に知ってもらえるよう、その取組について積極的な情報発信及び見学や視察対応に努めること。
- (3) 補助事業者は、第1条に掲げる目的を達成するために関連する府の施策に協力すること。

(補助金の交付申請の取り下げ)

第10条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により当該申請の取下げを申請することができる。

2 環境省補助執行団体に対し環境省補助金に係る交付の申請を取り下げようとしたときは、その提出の日から10日以内に、書面により補助金の交付申請の取下げを申請しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(導入及び利用に関する実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は3

月 20 日のいずれか早い日までに導入実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 環境省補助執行団体に提出した完了実績報告書の写し
- (2) 取得財産に係る管理台帳の写し
- (3) 燃料電池フォークリフト販売会社と補助事業者との売買契約書の写し
- (4) ファイナンスリース（転リースを含む）の場合は、その契約書の写し
- (5) 燃料電池フォークリフトの導入に係る支払証憑（領収書の写し等）
- (6) 補助対象燃料電池フォークリフト及び主に利用する水素ステーションの写真並びに水素の充填実績を確認できる書類（領収書の写し等）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、導入時から耐用年数期間は、利用実績報告書（様式第 7 号）を毎年度、翌年度の 4 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の導入完了日の属する大阪府の会計年度終了後 10 年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 14 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助事業者の行う事業が、第 4 条に該当しないことが判明したとき
- (2) 補助事業者が、第 3 条に該当しないことが判明したとき
- (3) 環境省補助執行団体が環境省補助金の交付の決定を取り消したとき
- (4) 本要綱に違反したとき
- (5) 補助事業に関して不正など不適切な行為があったとき

（財産の管理及び処分の制限）

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、耐用年数期間とし、同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産は、取得価格が単価 50 万円以上の財産とする。

4 第 2 項の場合において、補助事業者が次の式により算出した額を補助対象経費とみなして算出される補助金相当額以上の額を、知事が定める期日までに府に納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 5 % の割合で計算した利息を併せて納付するとき）は、知事は、規則第 19 条の承認を行うことができる。

{第 3 項に規定する財産の補助対象経費一個々の財産の補助対象経費をそれぞれの経費に応じた前項の知事が定める期間で除した額（1 円未満切捨て）の総額×補助金の交付を受けた日から知事が定める期日までの日（1 年未満切捨て）}

5 知事は、事業開始時に想定しえなかった事象の発生、その他特別な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、承認を行うことができる。

6 知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、前項の納付額と当該未交付額とを相殺することができる。

（報告義務）

第16条 知事は、補助金に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係者の事務所、事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 補助金の交付申請後、補助事業者が規則第2条第2号イ～ハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに該当事項届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月4日から施行する。